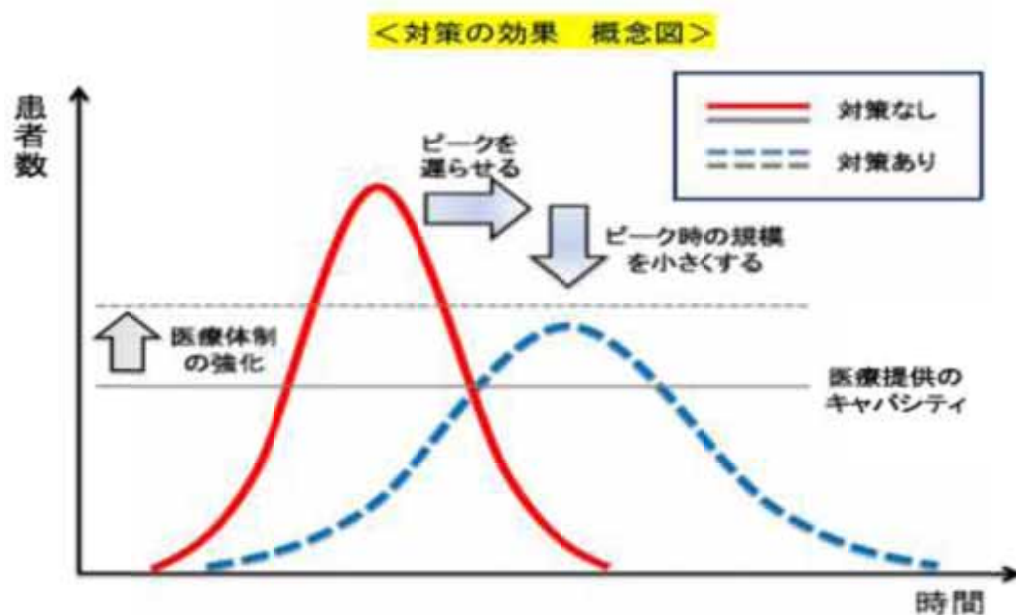


袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）概要

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法と袖ヶ浦市行動計画について

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の目的

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。（第1条抜粋）



(2) 市町村行動計画の作成（特措法第8条から）

- ・市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。
- ・市町村行動計画には当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項等を定めるものとする。

2 新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の主要6項目

法に基づき、政府行動計画（平成25年6月決定）、千葉県行動計画（平成25年11月決定）の内容を踏まえて作成する。

（1）実施体制

- ・海外発生期以降は必要に応じ「連絡会議」を、国が緊急事態宣言を行った場合は「対策本部」を設置

（2）サーベイランス・情報収集

- ・国県と連携を取りながら、発生段階において適切なサーベイランス・情報収集を実施

（3）情報共有・提供

- ・市民及び事業者への情報提供
- ・新型インフルエンザ相談窓口の設置

（4）予防・まん延防止

- ・段階に応じた予防接種（住民接種）実施
（医師・会場等の実施体制確保、優先接種対象者に関する情報の周知）
- ・地域対策・職場対策の周知

（5）医療

- ・国県が行う医療体制の整備・確保・維持業務への協力
- ・感染期における在宅患者への支援

（6）市民生活および市民経済の安定の確保

- ・生活関連物資や緊急物資の安定供給のための要請
- ・感染期における高齢者等要援護者への支援
- ・火葬の円滑な実施

3 新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の発生段階ごとの対策

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内・県内発生早期	4 国内・県内感染期	5 小康期
状態	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の随時見直し ・発生時の対応体制の確立（対応マニュアルや業務継続計画の策定） ・国県との連携体制の確認、訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ連絡会議を設置し、最新情報の共有と発生時の庁内体制の準備の推進を図る。（構成：市民健康部長、各部の主管課長等、危機管理課長、健康推進課長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急事態宣言を受け、対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策の総合的推進を図る。（構成：市長以下、各部の長等） ・国の緊急事態宣言が出ていない場合でも、県内で患者が確認された場合等は対策本部を任意設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部（設置されていない場合は連絡会議）で必要な対策を検討・実施する。 ・状況に応じ、千葉県等に応援の要求 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急事態宣言の解除を受け、対策本部の廃止 ・対応の評価を行い、必要に応じ行動計画、対応マニュアルの改訂
(2) サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関等から新型インフルエンザ等の対策や医療に関する情報を収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関等から新型インフルエンザ等の対策や医療に関する情報を収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関等から、発生した新型インフルエンザ等の治療や予防療に関する情報を収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・国県のサーベイランス要請に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関等から新型インフルエンザ等の対策や医療に関する情報を収集 ・再流行の感知のための情報の収
(3) 情報共有・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に必要な情報を的確に提供できるよう体制の整備 ・新型インフルエンザ相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報の住民への情報提供に努める。 ・新型インフルエンザ相談窓口の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報の住民への情報提供に努める。 ・新型インフルエンザ相談窓口の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起 ・新型インフルエンザ相談窓口の縮小・廃止
(4) 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な感染症対策（咳エチケット等）の周知 ・国が行う特定接種対象事業者登録に協力 ・住民接種の実施手段の検討（接種に携わる医療従事者、場所、接種日の周知・予約方法等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な感染症対策の実践を周知 ・国の指導により、対応職員への特定接種を実施 ・住民接種開始の指示があった場合に速やかに実施できるよう、具体的な接種体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示により、優先接種対象者から、順次、住民接種を開始する。（特措法に基づく新臨時接種） ・国が決定した住民接種の優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの指示により、住民接種を進める。（国が緊急事態宣言を行った場合には予防接種法に基づく臨時接種として実施） ・国が決定した住民接種の優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二派に備え、国の指導により住民接種を行う。
(5) 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う医療体制の整備に協力 ・健康福祉センター（保健所）が開催する対策会議に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う医療体制の整備に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う医療体制の整備に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う医療体制の維持、患者への対応に協力 ・在宅で療養する患者への支援（見回り、食事提供、搬送） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う、流行の第二派に備えた医療体制の整備に協力
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への支援策の検討 ・火葬能力等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬が増えた場合の具体的対応を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・県や近隣市と連携し、火葬の円滑な実施に努める ・生活関連物資の安定供給を関係事業者・団体へ要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等の購入に関し市民に適切な行動を呼びかけ ・生活関連物資の供給に関する県の措置に協力 ・在宅要援護者（高齢者等）への支援（見回り、介護等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資の安定供給のため、事業者や市民に適切な行動を呼びかけ